

○ 福祉避難所の概要

■ 福祉避難所とは

- ・ 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

■ 対象者

- ・ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。

■ 設置の方法

- ・ デイサービスセンター、老人福祉センター等の社会福祉施設、保育所などの既存施設を利用して設置。
- ・ 具体的には、耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設であり、相談等に当たる介助員等を配置できることである。
- ・ 不足する場合、公的・民間宿泊施設の借り上げや一般避難所の中で区画された部屋を福祉避難所にすることも可能。

■ 特別な配慮（国庫負担対象経費の例）

- ・ 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等の配置。
- ・ 要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の設置。
- ・ 紙おむつ、その他日常生活上の支援に必要な消耗器材の購入。
等

■ 平時よりの取り組み

- ・ 要援護者避難支援プランの策定に当たり、福祉避難所の必要数の把握を行う。
- ・ 量的確保のため、あらかじめ適切な施設や関係団体と協定締結の上、福祉避難所の指定を行う。
- ・ 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

■ 指定状況

- ・ 平成21年3月末現在、1カ所以上指定済の自治体割合は、23.8%である。指定数は、5,257施設で4割程度が高齢者施設（デイサービスセンター、老人福祉センター等）である。